

## 「チーム美らサンゴ」規約

### 第1条（名 称）

本チームは、チーム美らサンゴ（以下、本チームという）と称する。

### 第2条（目 的）

本チームは、海水温の上昇による白化現象やオニヒトデの大量発生による食害などで危機的な状況にある沖縄のサンゴ礁を保全するため、地元関係者と協力し、沖縄県恩納村のサンゴの回復・保護活動を行うとともに、「美ら海を大切に作る心」をより多くの人々と共有していくことを目的とする。

### 第3条（活 動）

本チームは、地元関係者およびボランティアのダイバー・ノンダイバーの協力を得ながら、年間300本以上を目標に、サンゴ苗植え付け活動を実施する。また、サンゴ礁保全活動の重要性への理解と植え付け活動への参加促進に向けて、本チーム全体およびメンバー企業各社にて各種PR活動に努める。

### 第4条（メンバー）

本チームは、本規約に賛同する企業（以下、メンバー企業という）で構成する。

2. メンバー企業は、等しく権利を有し、本規約に定めるチーム運営への参加義務を負う。
3. メンバー企業は、メンバー企業としての活動中、以下の協力義務を負う。
  - (1) 年1回の総会への参加
  - (2) サンゴ植え付けイベントスタッフとしての人材派遣
  - (3) 啓発イベントの手伝い

### 第5条（資 金）

メンバー企業は、本チームの活動のための資金（以下、活動資金という）として、以下に定める条件にて拠出する。

- (1) メンバー企業は、活動資金として毎年50万円を支払うものとし、送金手数料はメンバー企業が負担する。
- (2) 支払期限は、毎年4月30日までとする。
- (3) 活動資金の請求は、幹事会よりメンバー企業宛に実施する。メンバー企業は、請求書に基づき、活動資金を支払う。

### 第6条（運営体制）

本チームの活動の円滑な遂行を図るため、本チームは幹事会による運営体制とし、幹事会および監査社を置く。

- (1) 幹事会は、議長社と幹事企業により構成され、チーム全般の意思決定を行う。
- (2) 議長社は、総会においてメンバー企業の互選により選出された企業（沖縄県内外各1社）とし、チームの代表とする。任期は原則2年とし再選を妨げない。
- (3) 幹事企業は、総会においてメンバー企業の互選により選出された企業（沖縄県内外各数社）とする。幹事企業の任期は原則2年とし、再選を妨げない。
- (4) 監査社は、幹事会においてメンバー企業より互選にて選出されるものとし、活動資金および幹事会運営費に関する使用・執行状況が適切であるかどうかを監査し、

監査の結果について総会にて報告を行うものとする。

監査社の任期は、毎年1月1日から12月31日までとする。

#### 第7条（総会）

総会は、原則年1回沖縄で開催するチーム企業および地元関係者が集まる会議とし、幹事会の提案する重要事項について承認を行う。但し、幹事会にて必要と認める場合には別途開催可能とする。

#### 第8条（幹事会）

幹事会は、本チームの活動に関わる事務全般を総括する。

2. 本チームの活動の円滑な遂行を図るため、事務業務を幹事会で分担して実施する。

3. 幹事会の主な業務内容は、以下の通りとする。

（1）渉外担当業務

①本チームとしての契約・業務

②メンバー企業との連絡・調整

③メンバー企業以外の関係各団体との調整

（2）イベント担当業務

（3）会議体運営業務

総会、幹事会、その他必要な会議の設定・運営

（4）経理業務

①活動資金および幹事会運営費に関する経理・精算業務

②毎年12月31日付で活動資金および幹事会運営費の精算を行う

（5）WEB担当業務

（6）制作物・グッズ管理業務

（7）その他、前各号に付随する一切の業務

4. 幹事会は、前項に定める業務内容の一部を下記の者へ委託し、委託管理を行う。

委託先 株式会社ラグーン

住所 沖縄県国頭郡恩納村恩納 339 番地

#### 第9条（重要事項の決定）

以下の本チームの重要事項の決定は、総会において、出席メンバー企業の3分の2以上の同意を経なければならない。ただし、それ以外については幹事会に決定を一任する。

（1）規約の変更

（2）本チームの活動計画、および予算

（3）議長社、幹事企業の選出

（4）新規メンバー企業の加入

（5）追加活動資金の調達

（6）活動期間満了時の活動資金の精算、および剰余金の取扱い

（7）その他、本規約の目的達成に必要な重要事項

#### 第10条（予算外執行）

予算外の活動資金の執行は、幹事会の権限で行うことができるものとする。但し、結果をメンバー企業に、総会にて報告しなければならない。

#### 第11条（活動期間）

本チームの活動期間は、毎年1月1日から12月31日とする。

#### 第12条（加入・脱退）

本チームへの加入を希望する企業は、別途定める加入申込書を幹事会に対して提出しなければならない。加入の可否は、第9条に基づき、メンバー企業の審議により決定するものとし、加入が認められた場合、脱退届を幹事会に対して提出するまで、または除名となるまでメンバー企業としての地位が継続するものとする。

2. 加入の審議にあたり、同業者が認めた場合を除き、1業種1企業を原則とする。
3. 加入を認められた企業は、第5条規定の活動資金の支払いを以って、メンバー企業としての資格を得る。
4. 脱退しようとするメンバー企業は、所定の脱退届に必要事項を記載の上、毎年10月末日までに、幹事会に提出するものとする。脱退するメンバー企業に対し、活動資金の返却は行わない。幹事会は、脱退の届出があった旨をメンバー企業に速やかに報告する。なお、やむを得ない事情がある場合を除き、加入から3年未満の脱退は認めない。

#### 第13条（除名）

本チームの名誉を傷つけ、または非違にわたる行為があるなど、メンバー企業として適当でないと認められた場合は、メンバー企業の3分の2以上の同意を経た後に、幹事会が当該メンバー企業に退会を勧告し、除名することができる。

2. 第4条3項の協力義務を十分に果たすことができないと判断されたメンバー企業は、除名の対象となる場合がある。
3. 除名企業に対し、活動資金の返却は行わない。

#### 第14条（損害への対処）

活動の実施に際してメンバー企業以外の第三者に損害が生じ、本チームに賠償責任が及んだ場合、全てのメンバー企業が連帯して当該責任を負う。

2. 活動の実施に際してメンバー企業またはメンバー企業の従業員等に損害が生じた場合は、各々のメンバー企業が自らの負担と責任において対処し、互いに相手方を免責する。
3. 但し、損害の原因が、損害を発生させたメンバー企業の故意または重過失による場合は、この限りではない。

#### 第15条（告知活動）

各メンバー企業は、以下の事項を相互に承認する。

- (1) メンバー企業が「チーム美らサンゴ活動」を各々の企業イメージ告知に利用すること。
- (2) 各々の企業イメージ告知にあたり、各メンバー企業固有の名称で告知すること。但し、「チーム美らサンゴの活動」の一環である事を明示することとし、全てのメンバー企業名を明示することを原則とする。

#### 第16条（寄付金の受け入れ）

メンバー企業、それ以外の企業または団体から寄付金の申し出があった場合は、幹事会の判断により、これを受け取る。

2. 寄付金は、サンゴの苗代など本チームの活動運営費として使用する。

3. 寄付をした企業名または団体名と金額を、ホームページで公表する。

#### 第17条（有効期間）

本規約の有効期間は、本規約の改定日から当該改定を行った年の年末までとする。なお、以下各号いずれかの定めに該当しない場合は、1年の自動更新とし、その後も同様とする。

- (1) 毎年10月末日までにメンバー企業から変更の要請があった場合
  - (2) 総会により、本規約の変更を決定した場合
  - (3) 本チームが活動継続中止を決定した場合
2. 前項第2号に定める変更を実施しようとする場合は、幹事会が変更案を起案し、メンバー企業の3分の2以上の同意をもって、これを行うことができる。

2016年1月1日発効

2018年1月1日改定

2019年1月1日改定